



税務情報

2020年度税制改正 ― グループ通算制度に関する情報

1. 地方税の省令の公布

2020年9月30日、[官報号外第203号](#)において、2020年度税制改正で連結納税制度より移行することとされたグループ通算制度(2022年4月1日以後開始事業年度より適用)に係る地方税の省令が公布され、総務省の以下のページに省令の概要と共に掲載されました。

■ [新規制定・改正法令・告示 省令](#)

(本省令は、このリンクのページの「地方税法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第94号)」です。)

【参考】

<国税>

- グループ通算制度に係る国税の政令は6月26日に、国税の省令は6月30日にそれぞれ公布されています。(e-Tax News No.201「[グループ通算制度の政令\(国税\)の公布](#)」(2020年6月26日発行)及びNo.203「[グループ通算制度の省令\(国税\)の公布](#)」(2020年6月30日発行)にてお知らせしております。)
- 国税の改正に係る政省令(グループ通算制度に係る政省令を含みます。)の新旧対照表は、財務省のウェブサイト「[令和2年度税制改正 政令](#)」及び「[令和2年度税制改正 省令](#)」のページに掲載されています。

<地方税>

- グループ通算制度に係る地方税の政令は9月4日に公布されています。(e-Tax News No.207「[グループ通算制度の政令\(地方税\)の公布](#)」(2020年9月4日発行)にてお知らせしております。)
- 地方税の改正に係る政省令(グループ通算制度に係る政省令を含みます。)の新旧対照表は、総務省のウェブサイト「[新規制定・改正法令・告示 政令](#)」及び「[新規制定・改正法令・告示 省令](#)」のページに掲載されています。

2. 国税庁 — 申請、届出等の様式の制定に係る法令解釈通達の改正

国税庁は9月29日、以下の法令解釈通達を公表しました。

■ 「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」の一部改正について(法令解釈通達) (9月24日付発遣)

この法令解釈通達は、2020年度税制改正による連結納税制度の見直し(グループ通算制度への移行)に伴い、以下の申請書等及び届出書の様式を改正・新設するものです。

(1) 「連結納税の承認の申請書(初葉)」及び「『連結納税の承認の申請書』の記載要領(1)」【改正】

申請書には、「この申請により承認を受けようとする最初の事業年度が2022年4月1日以降である場合には、通算承認の申請として取り扱われる」旨が追記されました。記載要領には、通算承認の申請である場合の取扱いや留意事項が追記等されています。

(2) 「『付表1(連結親法人となる法人の主要株主等の状況)』の記載要領」【改正】

(3) 「『付表2(発行済株式等の状況)』の記載要領」【改正】

この付表1及び付表2はそれぞれ、通算承認を受けようとする場合の連結親法人又は連結子法人も使用すること等が示されました。

(4) 「グループ通算制度へ移行しない旨の届出書」【新設】

連結法人が2022年4月1日以後最初に開始する事業年度からグループ通算制度へ移行しない場合に提出することとなる届出書が新たに設けられました。

なお、連結納税関係の申請書及び届出書等の情報や様式がまとめて掲載されている国税庁の「[税務手続の案内](#)」における「[連結納税関係](#)」のページには、上記の改正後の様式等がすでに掲載されています。